

四国中央市自主防災組織結成等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の自治会等が行う自主防災組織結成等の事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で四国中央市自主防災組織結成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自主防災組織の結成等の活動を促進し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災資機材の整備等に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 前項に規定する補助金の限度額は、結成された世帯数の区分に応じ、それぞれ別表に定めるところによる。

(結成の届出)

第3条 自主防災組織を結成したものは、自主防災組織結成届出書（別記様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(交付申請等)

第4条 前条の承認を得たものが補助金の交付を受けようとする場合の手続は、四国中央市補助金等交付規則（平成16年規則第49号。以下「規則」という。）の例による。

2 規則第4条の補助金等交付申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約等
- (2) 防災資機材等見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 規則第12条の補助金等交付請求書には、結成等に要した費用を証する書類の写しを添付しなければならない。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の限度額

結成世帯数	補助金の限度額
30世帯まで	45,000円以内
50世帯まで	70,000円以内
100世帯まで	100,000円以内
150世帯まで	130,000円以内
200世帯まで	150,000円以内
300世帯まで	180,000円以内